

長野県報

2月18日(月)
平成14年
第1329号

目次

規則

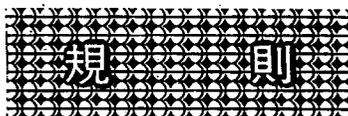
- 表彰規則の一部を改正する規則…………… 9
- 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する
事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則…………… 9

告示

- 平成6年長野県告示第130号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類
型指定)の一部改正…………… 171
- 道路の区域変更(5件)…………… 174
- 道路の供用開始(5件)…………… 184

公告

- 県営土地改良事業の変更計画の縦覧…………… 104
- 土地改良事業の工事の完了…………… 104



表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第1号

表彰規則の一部を改正する規則

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に、「表彰状」を「県民顕彰又は各界功労表彰として表彰状」に改め、同条第2号及び第12号中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第9条を削り、第10条第1項中「、第5条第1項」を削り、「表彰審査委員の意見を聴いて知事が」を「知事が別に定める審査を経た上で」に改め、同条第2項を削り、同条を第9条とする。

第11条中「、第5条第1項第3号及び同項第4号並びに」を「及び」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第2号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第4号中「、水道用水管理事務所及び有料道路管理事務所」を「及び水道用水管理事務所」に改め、本則第6号中「課長及び専門幹、」を「課長及び専門幹並びに」に改め、「並びに有料道路管理事務所の専門幹」を削る。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の43の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)中「(昭和46年法律第73号)」を削り、同(3)を同(2)とする。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第3条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第5号中「課長及び専門幹、」を「課長及び専門幹並びに」に改め、「並びに有料道路管理事務所の専門幹」を削る。

附 則

この規則は、平成14年2月22日から施行する。

人 事 課